

保

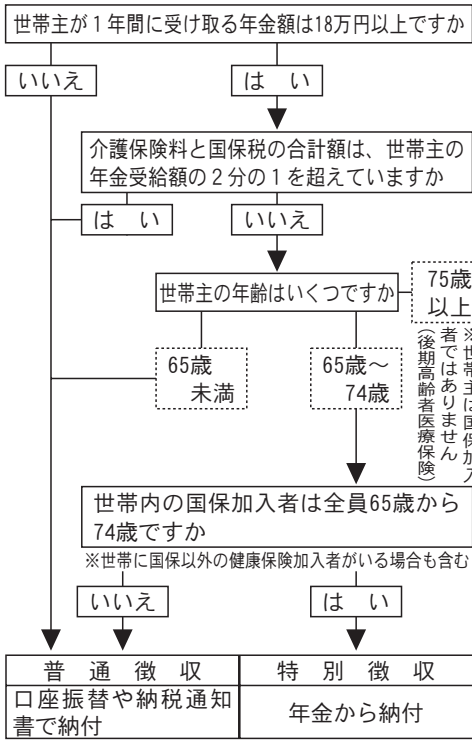
後期高齢者医療制度のスタートにもない 国民健康保険税が変更になる

制度改正により、国民健康保険税の仕組みと納め方が変わります

国保税に「後期高齢者支援金分」が加わります

国保税の算定が、従来の「医療分」と「介護分」の2本立てから、今年度発足した「後期高齢者（長寿）医療制度」に係る支援金分が加わり3本立てとなります。

医療分と介護分の税率は昨年度と同じですが、後期高齢者支援金分として、今年度の10月支給分の年金から、次の①から③のすべてに当てはまる世帯主が1年間に受け取る年金額は18万円以上ですか



て当町では約2億円の負担が見込まれています。
(5月1日現在 国保被保数 10,890人・5,256世帯)

年金から国保税の「特別徴収」(天引き)が始まります

今年度の10月支給分の年金から、次の①から③のすべてに当てはまる世帯

- ① 世帯主が国保に加入し世帯の国保加入者全員が65歳から74歳であること。
 - ② 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
 - ③ 国保世帯主がすでに介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国保税の合計額が世帯主の年金受給額の2分の1を超えないこと。
- 国保税は、毎年7月に税額を決定し、世帯主あてに納税通知書(8期)を送付します。特別徴収となる方は、年金受給月に合せ6期で納付となりますが、今年度に限り7月、8月、9月が納税通

知書や口座振替による普通徴収、年金受給月の10月、12月、2月は特別徴収により納めていただきます。21年度からは6期とも特別徴収(4月、6月、8月は仮徴収、10月、12月、2月は本徴収)となります。

住民税が還付に

平成19年中の所得が減り所得税が課税されなくなった方は、減額申告が必要です

税源移譲により、多くの方は所得税が減額された分、住民税が増額になりました。住民税は、前年の所得に対し課税がされるため、平成19年中が所得税の課税されない収入で、住民税の増額の影響のみを受けた方は、町へ「減額申告書」を提出することで、納付済みの平成19年度住民税が

平成19年中に亡くなられた方や平成20年1月1日現在国内に居住されていない方、平成18年分の所得税が課税されなかった方は対象となりません。また、平成19年中に転入された方は、平成19年度の住民税が課税された市町村への申告が必要ですのでご注意ください。

◆問い合わせ

税務課課税班
☎ 1212

今月の納税

●町県民税 全期・第1期

【納期限：6月30日(月)】

※口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

◎土・日・祝日でも、役場と町民サービスセンター(サビア横芝店内)で納めることができます。

